

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	消費生活支援事業関係業務		
発 注 課	市) 消費生活課		
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務に必要な諸条件は、以下のとおり。 1 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。 2 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、本市との連携・協力体制の確保が必要であるため、頻繁に市内での協議や打合せ等が可能であり、研修等の実施場所への派遣、情報管理に関する緊急時の速やかな対応のため、市内に本拠地を有していること。 3 複雑多様化し続ける消費者問題について、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた技術的 助言を得るため、消費者関連法令に精通するとともに、不当取引を行う事業者に対する差止請求や被害回復裁判の知見を有し、同様の活動を行う全国の適格消費者団体等と情報ネットワークも持つ特定適格消費者団体であること。 4 事業者等に対する苦情が含まれる消費生活相談情報の分析を行うため、情報の適切な管理を行うことができる者であり、かつこれらの情報の管理を行った実績を有する団体であること。 上記の条件を満たす者は当該事業者のほかにならないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第91条）第1項		
決 定 日	令和4年4月18日		